

いわき市市制施行 60 周年連携事業実施要項

1 趣 旨

いわき市は、令和8年10月1日に市制施行60周年を迎えます。

記念すべきこの大きな節目を市民の皆様をはじめとする多くの方々とお祝いするとともに、これまで積み重ねられてきた歴史や先人たちの功績に思いを馳せ、新たな価値観も採り入れながら、「Well-Being」な『これからのいわき』を創造する起点とするため、市制施行60周年事業を実施します。

市では、市制施行60周年を市内全域で盛り上げ、市の一体感を醸成するとともに、「住んでよかった 住み続けたい まち 『いわき』」の魅力と誇り（いわきプライド）を全市民で共有するため、市民団体や民間企業の方が自主的に実施する事業で、周年事業として相応しい事業（以下「連携事業」という。）を次のとおり募集します。

2 申請資格

事業を主催する市民団体、民間企業等

3 対象事業

連携事業の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとします。

(1) 市制施行60周年事業の基本的な考え方則したもの

本市が誕生してから 60 年間にわたって積み重ねられてきた歴史や先人たちの功績に思いを馳せ、新たな価値観も採り入れながら、「Well-Being」な『これからのいわき』を創造する起点とします。

そして、「住んでよかった 住み続けたい まち 『いわき』」の魅力と誇り（いわきプライド）を全市民で共有します。

(2) 令和9年3月31日までの期間に実施されるもの

(3) 基本的に、実施場所が市内であり、市民に広く開かれているもの

(4) 市の品位を傷つけるものでないこと

(5) 法令又は公序良俗に反しないものであること

(6) 特定の政治、思想、宗教活動等を目的とするもの又は特定の政治、思想、宗教活動等に反対することを目的とするものでないこと

(7) 特定の個人、団体を対象として行われるもの又は団体構成員の親睦等を目的とするものでないこと

(8) 不当な利益をあげるために使用されるおそれがあると認められるものでないこと

(9) 名称使用等によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるものでないこと

(10) 反社会的な活動を行う団体と関係がないこと

(11) 事業の実施において保健衛生及び災害防止等に関する措置が講じられていること

- (12) 事業表示を自己の商標、意匠又は著作物に相当するものとして独占的に使用することがないこと
- (13) その他、市長が連携事業として不適当と認めるものでないこと

4 支援内容

連携事業として承認したものについては、次の支援を行います。なお、補助金等の財政的な支援及び市からの人的支援はありません。

また、市や市教育委員会の後援等については、別途、申請手続きが必要となります。

- (1) 「いわき市市制施行 60 周年（記念）」の名称使用
- (2) 「60 周年記念ロゴ」及び「60 周年記念キャッチフレーズ」の使用
- (3) 市ホームページを活用した事業内容の周知

※ ホームページには事業名、実施日時・場所、主催者名・連絡先等を掲載します。

承認時期により、ホームページでの事業周知ができない場合があります。

5 使用上の遵守事項

60 周年記念ロゴは、承認後に市が送付するデータ（カラー、モノクロ）を使用してください。デザインの改変など応用しての使用は行わないでください。

なお、事業の名称及び 60 周年記念キャッチフレーズには、字体や文字のサイズ、色等の指定はありません。

6 申請方法

連携事業の承認を希望する方は、「いわき市市制施行 60 周年 連携事業申請」ページからインターネットで申請してください。

また、申請時に、PDF 等にて事業の説明資料の提出をお願いします。

なお、インターネットでの申請が困難である場合は、「いわき市市制施行 60 周年連携事業承認申請書（様式 1）」による申請も可能です。申請書は総務課でお渡しします。

申請先 URL

<https://logoform.jp/form/NczP/1322547>



7 受付期間

受付開始日から令和 9 年 3 月 17 日（水）まで

8 連携事業の承認

申請受付後、概ね 2 週間以内に「いわき市市制施行 60 周年連携事業承認（不承認）通知書（様式 2）」により申請された方へ承認の可否について通知します。なお、承認にあたり、必要な条件を付すことがあります。

9 承認の取り消し

連携事業として承認されたものが、次のいずれかに該当すると認められたときは、承認を取り消すことがあります。

なお、承認の取り消しにより生じた損害について、市では一切責任を負いません。

- (1) 虚偽その他不正な行為により承認を受けたとき
- (2) この要項に違反し、又は違反するおそれがあるとき
- (3) その他、市長が連携事業として不適当と認めたとき

10 事業報告

連携事業として承認された場合は、事業の終了後に、「いわき市市制施行 60 周年 連携事業報告」ページからインターネットにより事業報告をしていただきます。報告時には、事業の様子を撮影した記録写真等をご提供ください。

なお、インターネットでの申請が困難である場合は、「いわき市市制施行 60 周年連携事業報告書（様式 3）」による申請も可能です。申請書は総務課でお渡しします。

また、事業報告及び記録写真（個人の判別ができないもの）は、市のホームページで公表することができますので、あらかじめ御了承願います。

11 その他

- (1) 予定していた事業の中止や日程、事業内容等の変更がありましたら、担当課まで御連絡をお願いします。
- (2) 連携事業の実施にあたり、第三者との争論や訴訟などが生じた場合は、事業者自らの責任と費用で解決してください（市では一切の責任を負いません）。
- (3) 申請に際して不明な点がありましたら、担当課までお問い合わせください。

12 担当課

いわき市 総務部 総務課

〒970-8686 いわき市平字梅本 21

TEL : 0246-22-7401（直通）

FAX : 0246-22-3662

E-mail : somu@city.iwaki.lg.jp